

薬生食輸発0707第1号
令和4年7月7日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和4年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(インド産カシューナッツのクロルピリホス及びアーモンド加工品のアフラトキシン、エクアドル産カカオ豆のマラチオン、中国産しいたけのプロシミドン、スリランカ産赤とうがらしのトリアゾホス並びにブルキナファソ産ごまの種子のアフラトキシン)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和4年7月1日付け薬生食輸発0701第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、インド産カシューナッツ及びエクアドル産カカオ豆のモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、インド産カシューナッツのクロルピリホス及びエクアドル産カカオ豆のマラチオンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記に追加する。

また、これまでの検査実績を踏まえ、中国産しいたけのプロシミドンについて別表第2から削除し、過去一年間の検査実績を踏まえ、インド産アーモンド加工品のアフラトキシン、スリランカ産赤とうがらしのトリアゾホス及びブルキナファソ産ごまの種子のアフラトキシンについてモニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和4年7月7日	インド	カシューナッツ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)	ST. MARY'S CASHEW FACTORY
	エクアドル	カカオ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(マラチオン)	ECO-KAKAO S.A.